

■人口の過度な東京一極集中の是正＝私立大学の定員管理を適正化・厳格化

(単位：倍)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31		
大規模 8,000人以上	1.40	1.37	1.34	1.30	1.25	1.20			1.17	1.14	1.10	1.00		
中規模					1.30								1.20	
小規模 4,000人未満					1.30								1.30	

※日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）が、国から補助金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対して、私立大学等の経常的経費を補助。

※本来(H20)、入学定員充足率は、「1.30倍」

○経過措置(H23 廃止)を設けながら、不交付の要件を段階的に強化してきた

- ・教育・研究の質の保障など適切な教育環境を確保
- ・大規模校の学生の寡占化を問題視（中規模校の経営基盤の確保など）

◆地方創生のための大都市圏への学生集中是正方策【第1回会議資料2：P44-47】

○H30 まで入学定員充足率の基準（大 1.10、中 1.20、小 1.30）を超えた場合に、私学助成を全額不交付

○H31 に、入学定員充足率を超える場合は、学生経費相当額を減額

※三大都市圏において約14,000人の抑制効果

●「地方にある大学」東京農業大学生物産業学部

（学部定数 350人×4学科＝1,400人）も入学抑制の対象となっている。

- 地方にある大学で入学定員充足率を超え、かつ、道外からの入学者が9割。
- 大都市圏の大規模校を想定した基準が適用されると、入学者数の減少を招き地域経済社会に深刻な影響を及ぼす。（学生を地方に分散させる狙いと逆行）
- 東京農業大学生物産業学部などは「地方の大学（小規模校）」とみなすなど、入学定員充足率の基準適用に柔軟な対応を求めたい。